

障害学生修学支援規程

第1条【目的】

1. この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、かなざわ食マネジメント専門職大学における障害のある学生が、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学等支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

第2条【定義】

1. 障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害（発達障害を含む）等の障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者、或いは、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受けるため、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

第3条【学長の責務】

1. 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

第4条【学部長の責務】

1. 学部長は、学長の命を受け、所属学科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

第5条【教職員の責務】

1. 教職員は、障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の修学における支援方策等の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

第6条【支援実施体制】

1. 障害のある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、教務・学生委員会と障害のある学生が志望又は所属する学科（以下「所属学科」という。）が連携して審議し策定する。
2. 支援の実施にあたっては、所属学科が主たる責任を持つものとする。
3. 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教務・学生委員会は関係部局間の調整を行うものとする。

第7条【支援の申し出】

1. 障害学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学での制限を緩和するために必要な支援の要請を申し出ることができる。
2. 支援の申し出は、事務局が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、教務・学生委員会に報告しなければならない。

第8条【事務】

1. 支援に関する事務は、事務局において処理する。

【附 則】

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。